

1 議事録の作成について

- (1) 議事録作成の際は、会員の発言は匿名（会員Aなど）と表記し、教育委員会事務局の発言は役職名とする。
- (2) 発言の量によっては議事録作成に相当の時間を要するが、可能な限り速やかに作成する。（要約したものを概要版として作成・公表。録音データを保存し疑義が生じたときに活用することとする）
- (3) 実際の発言のみ記録する。（補足説明はしない）

2 春先の入林禁止について

(1) 経過

ア 4月1日 ヒグマ出没により入林禁止（閉鎖）

イ 4月8日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置（以下、「対策本部」という。）

ウ 4月17日 対策本部会議 教育林は5月6日まで閉鎖とする

エ 5月7日 対策本部会議 教育林は5月31日まで閉鎖（延長）とする

以上のとおり、ヒグマ出没に係る安全確認はできたものの、新型コロナウイルス感染症拡大により、引き続き入林禁止とした。

新型コロナウイルス感染症対策本部において、町全体の施設や事務事業の実施について協議を行い、施設等再開の時期を決定した。

（町施設の一部については5月中に再開しているが、教育施設については概ね6月1日以降の再開となっている。）

今後このようなケースが発生した場合には、この経験を踏まえながら適切に判断する。

3 ヒグマ対応について

(1) 管理者側の対応

目撃や痕跡発見後、複数名で巡回を行い、一定期間痕跡等がみられないことを確認した後、猟友会等の意見を伺ったうえで立入禁止措置を解除している。

(2) 利用者側への対応

森林展示館等にヒグマに遭遇した時の対処方法等を掲示し啓発を図る。

(3) レクの森休憩施設（東屋）2棟

避難施設にもなり得る東屋については、農林商工課の管理となっており、老朽化及び内部での火気使用など過去に不適切な利用があったため施錠・閉鎖している。

引き続き、開設するよう要請する。

4 木橋工事・倒木処理について

(1) 近年の木橋工事について

ア 平成30年（2018年）

5月2日 起工決定、5月15日 入札・契約・着工、6月21日 工事完了

イ 令和元年（2019年）

5月28日 修繕工事発注：小破修繕（1箇所）

ウ 令和2年（2020年）

5月13日 起工決定、5月27日 入札・契約・着工、7月3日 工事完了

※ 今年度の木橋工事の時期については、業者との調整に時間を要し若干遅れましたが、平成30年度（2018年度）と同様のスケジュールで実施する認識であった。

(2) 今後の木橋工事・倒木処理について

5月末から6月中の期間は、鳥類の繁殖期であるため工事を控える必要があるもので、十分留意し、入林者の安全確保を最優先としたうえで、必要に応じて施工業者や連絡協議会

等と協議しながら工事を行うこととする。

また、可能な限り工事箇所のみ通行禁止とし、全面入林禁止としない方法で実施する。

5 希少植物モニタリング調査について

平成 28 年度（2016 年度）までは教育林コーディネーターが実施してきたが、その後実施していない。（平成 29 年度（2017 年度）実施したが完了していない）

4 年間調査を行っていないため、来年度は専門業者への外部委託を行う方針である。
その際、檜山振興局の調査と同様に、開花調査のみを行う。

6 教育林コーディネーターについて

原則、教育林コーディネーターは配置しない。

コーディネーターが不在であっても檜山振興局森林室や木育マイスター等と連携した教育林講座の開催や希少植物モニタリング調査の外部委託などによって可能な限り対応し、予算の範囲内で持続可能な体制構築を図る。

7 遊歩道の管理について

（1）遊歩道⑦～⑧間の通行止めについて

現地調査を行った結果、複数の倒木（かかり木）や遊歩道の崩落があることから、危険と判断し、当分の間通行止めとする。（修復には多額の予算を要する）

（2）遊歩道⑨の案内板について

分かりづらい表示となっていることから、連絡協議会員の意見を伺いながら改善する。

（3）不要な看板の撤去について

情報が古い、表示が不鮮明である等の看板については撤去・更新を行う。

（4）その他の遊歩道管理について

教育林巡回監視員が遊歩道破損状況や危険箇所、看板・案内板・注意版等破損状況、熊、蛇、ハチ等危険動物の痕跡等を確認した際は、入林者の安全確保が第一であることから速やかに対処する。（復旧修繕、注意喚起等）

連絡協議会員及びその他一般町民等から情報提供があった場合も同様とする。

8 森林展示館閉鎖後（10 月以降）の管理について

12 月以降は冬季閉鎖期間として原則入林を禁止する。（4 月下旬まで）

教育林巡回監視員は 4 月から 11 月まで巡視を行っているが、10 月以降、森林展示館管理人が常駐していないため、10～11 月の 2 か月間は次のとおり対応する。

ア 入林届を記入する際、教育委員会への連絡・届出をお願いする（義務付け）

イ 森林展示館は閉鎖しているが倒木等の危険情報を掲示板等で掲示し注意喚起を行う

9 情報発信について

ホームページ等が更新されていない部分があるので、速やかに更新する。

（複数の職員で定期的にチェックする体制を構築する。）

10 その他町議会議員から要望があった事項

（1）連絡協議会員の確保については現状有効な方策が見当たらないが引き続き検討する

（2）学校教育との連携（学年ごとに遊歩道のコースを提案する等）について検討する

以上、限られた人員配置と予算の中で最大限取り組むこととする。